

令和3年1月15日

1月号

## 愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



## 離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

## 《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

## (離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

## (休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

## 離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

## 休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

# 若者自立!



**サポステ**  
地域若者サポートステーション

# 支援フォーラム 2020

■テーマ

「地域で若者を支えるネットワークづくり

～ニート・ひきこもり支援の現場から～」

日時

2021年

1月26日(火)

13:30~16:00(開場 13:00)

場所

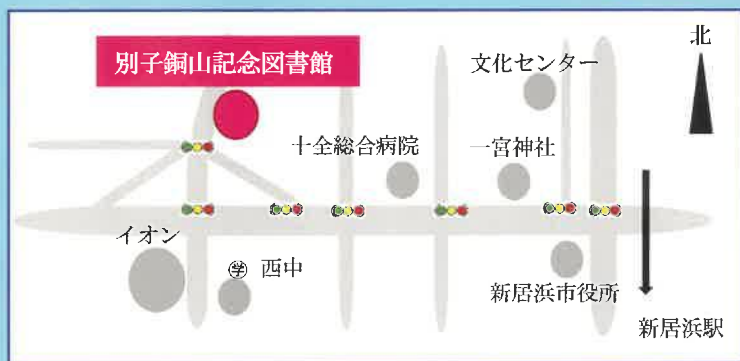
別子銅山記念図書館

多目的ホール

(新居浜市北新町 10-1)

●定員 50 名

参加費  
無料



講師

こうだ ゆうじ  
幸田 裕司氏

一般社団法人 愛媛県ネットワーク協会  
代表理事・メンタルトレーナー



【講師プロフィール】愛知県 名古屋市生まれ。平成 30 年度 第 52 回 南海放送賞(個人)受賞。大学で心理学(主に、児童・思春期心理)を学び、卒業後、高等学校、幼稚園、大学で教職員としての勤務を経て、海外の大学でのカウンセラーを務める。教育、医療、福祉、保健の各分野での経験を活かして、一般社団法人を設立する。小学校 2 年生からクラブチームでサッカーをはじめ、高校、大学、社会人でもプレーしながら審判員の資格を取得して、Jリーグの立ち上げや審判員としても活躍する。サッカー経験を活かし、発達障害児を含む子供たちと定期的にフットサル教室を開催しており、その活動も 10 年目を超えている。現在は、身体・知的・精神・発達の障害児者の相談支援に関わりながら、教育現場での経験を活かした学校教育現場との連携や子育て支援、メンタルヘルス、障害、ニート・ひきこもり関係の研修など地域での啓発活動を通して、地域と関係者の連携・協力の体制作りをしている。

当日来場前に検温してからご参加ください。発熱、風邪症状などがある場合は来場をお控えください。会場内ではマスクを着用し、手洗いやアルコールでの手指消毒にご協力をお願いします。

【主催】新居浜市

【共催】東予若者サポートステーション(実施団体:伊予鉄総合企画株式会社)

【後援】愛媛労働局、愛媛県、四国中央市、西条市、今治市、新居浜市教育委員会、四国中央市教育委員会、西条市教育委員会、今治市教育委員会、(公財)えひめ東予産業創造センター、(株)ハートネットワーク

【お申込方法】下記参加申込書にご記入のうえ、東予若者サポートステーションにお申し込みください。

■ TEL:0897-32-2181 ■ FAX:0897-32-2182

1/26 支援フォーラム 参加申込書

申込締切 1月22日(金)

●必要事項をご記入のうえ、郵送または FAX してください。電話でも受付致します。

フリガナ							性別	電話番号
氏名							男・女	( ) -
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
住所	1.新居浜市 2.西条市 3.四国中央市 4.今治市 5.上島町 6.その他( )							
区分	1.若者 2.保護者 3.教育機関 4.就労支援機関 5.行政 6.保健福祉機関 7.民間支援機関 8.企業 9.その他( )							

※個人情報は、本フォーラムに関するご連絡及び参加者の分析のみに利用させていただきます。

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 12月の認証企業のご紹介

ゴールド企業が新たに2社誕生！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

12月は、両立応援ゴールド企業新規2社、両立応援企業更新12社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課  
TEL 089-912-2502

【認証メリット】

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 働き方改革に向けた社内の機運醸成

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】2社

認証番号	企業名	所在地
33	医療法人北辰会	西条市
32	社会福祉法人中山梅寿会	伊予市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更新】12社

認証番号	企業名	所在地
420	伸栄産業株式会社	今治市
437	株式会社四国地盤	新居浜市
184	有限会社アシストジャパン	松山市
247	株式会社えひめリビング新聞社	松山市
325	株式会社アート不動産	松山市
343	東洋タクシー株式会社	松山市
407	大康建設株式会社	松山市
496	株式会社ユタカ	松山市
594	株式会社イオタオーエーシステム	松山市
234	社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市
291	下波運送株式会社	宇和島市
534	久保興業株式会社	内子町

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260

労働委員会の窓 (12月分)

1 会議関係

- 12月11日 第1187回愛媛県労働委員会総会  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第13回・第9回調査結果概要について」  
など7件
- 12月25日第1299回公益委員会議  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など5件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	卸売業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
2年個別 第3号・第4号	保険業	解雇に対する補償とし て、解決までの賃金及び 慰謝料請求	R 2. 12. 10 労働者	—	係属中

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	12	19
累計(4月~)	156	241

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



## 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談していませんか？

**労働者側からの相談**

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

**使用者側からの相談**

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。  
相談・あっせんは**無料・秘密厳守**でお  
受けします。

**愛媛県労働委員会**

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp  
ホームページ https://www.pref.ehime.jp/tiroui/



**愛媛労働局からのお知らせです。**

令和3年2月1日（月）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆様へは、令和3年1月15日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

なお、納付には口座振替が便利です！！令和3年度全期・第1期分の口座振替申込期限は令和3年2月25日（木）となっています。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室 （TEL 089-935-5202）

# 「配偶者手当」の在り方について 企業の実情も踏まえた検討をお願いします

—— 女性の活躍を促進していくために ——

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正<sup>※1</sup>が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

各企業におかれましては、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」<sup>※2</sup>の趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

※1：別紙「税制・社会保障制度の制度改正について」参照

※2：「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について（平成28年5月9日付 基発0509第1号）

## 「配偶者手当」とは

民間企業において、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。実際の手当の名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」などさまざまです。

### 民間企業における「家族手当」の支給状況

家族手当制度がある事業所は、**78.0%**

うち、配偶者に家族手当を支給する事業場は、**81.2%**  
(全体の63.3%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額				配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
			103万円	130万円	150万円	その他（従業員の収入より少ない等）			
78.0%	(81.2%)	[85.5%]	<51.7%>	<33.8%>	<6.9%>	<7.6%>	[14.5%]	(18.8%)	22.0%

(注) 1. ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2. [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

3. < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所を100とした割合である。

資料出所：平成31年職種別民間給与実態調査を基に作成

※ 男女同一賃金を定める労働基準法第4条に基づいて、「家族手当」についても、支給に当たって男女で異なる取扱いをしてはならないとされています。

## 就業調整の実態とその影響

有配偶女性パートタイム労働者の22.8%は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「**就業調整**」を行っています。

### 就業調整の理由

有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります。

就業調整をする理由	割合（複数回答）
自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから	55.1%
一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	54.0%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	44.8%
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	23.4%

【厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」より】

### 就業調整の影響

就業調整が行われていることにより、以下の例のようにさまざまな影響が生じています。

- ・パート労働者を多く雇用する企業では、繁忙期である年末の人材確保に苦慮している。
- ・正社員など、同じ職場の労働者の負担が増えている。
- ・パートタイム労働者全体の賃金相場の上昇に、抑制的に機能する可能性がある。
- ・女性がその持てる能力を十分に発揮できない要因の1つとなっている。
- ・日本経済全体にとっても、人的資源を十分に活用できていない状況をもたらす。

▶▶▶ 「就業調整」は、結果としてパートタイム労働をしている女性の能力発揮の妨げとなるとともに、他の労働者の負担増などの影響を生じさせていると考えられます。

## 配偶者の働き方に中立的な制度に向けて

今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっています。

▶▶▶ パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

# 労使による個々の企業の実情を踏まえた検討

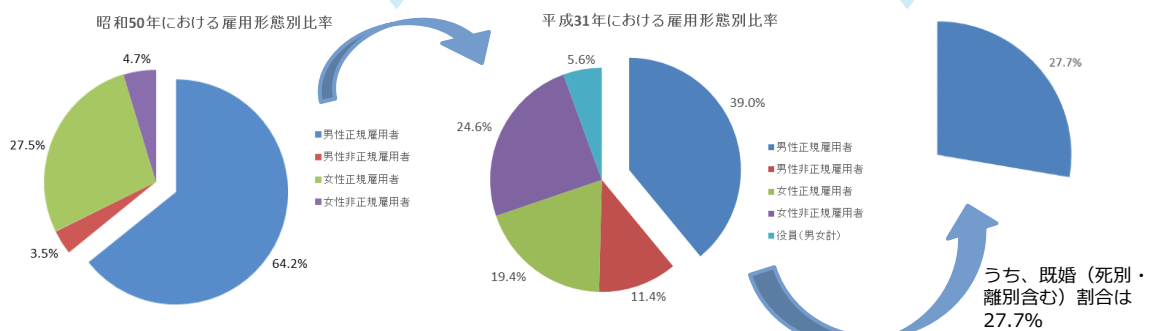
労使においては、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組（平成26年12月16日合意）」に基づき、**個々の企業の実情（共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等、企業内の従業員構成の変化や企業を取り巻く環境の変化など）も踏まえて、真摯な話し合いを進めることが期待されています。**

## 従業員・家族構成の変化

「配偶者手当」が普及・定着した当時と比べ、従業員・家族構成が大きく変化しています。

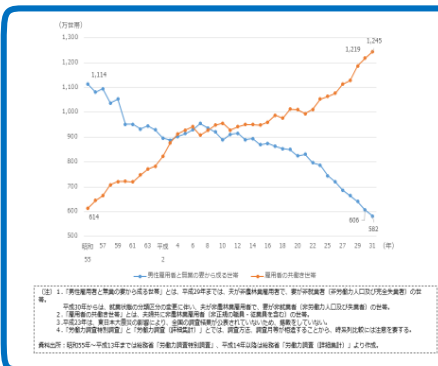
### <男性正規雇用者割合の変化>

男性正規雇用者の割合 **64.2%**（昭和50年）→ **39.0%**（平成31年）  
うち、既婚（死別・離別含む）の男性正規雇用者は**27.7%**



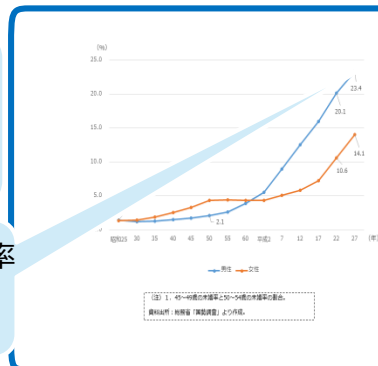
（注）昭和50年における正規雇用者については「常雇」の数値を、非正規雇用者については「随時」と「8雇」の合わせた数値を使用。  
資料出所：総務省「労働力調査」を基に作成

### <共働き世帯の増加>



（注）1. 「専業主婦世帯」と「専業主夫世帯」を併せて「専業主婦世帯」として示す。2. 「専業主婦世帯」と「専業主夫世帯」を併せて「専業主婦世帯」として示す。3. 「専業主婦世帯」と「専業主夫世帯」を併せて「専業主婦世帯」として示す。4. 「専業主婦世帯」と「専業主夫世帯」を併せて「専業主婦世帯」として示す。資料出所：総務省「労働力調査」を基に作成

### <男性の50歳時の未婚率の上昇>



（注）1. 45～49歳の未婚率を50～54歳の未婚率に置き換えて示す。資料出所：総務省「労働力調査」より作成



**従業員ニーズが変化している可能性があります。**

## 企業を取り巻く環境の変化

企業を取り巻く環境も大きく変化しています。

- 女性の就業率の上昇、グローバル経済の進展、国内外における企業間競争の激化、ICTの飛躍的発展、少子高齢化の進行、雇用・就労形態の多様化
- 不足する労働力の確保や労働力人口の減少 など



**多様な人材の能力を最大限発揮できる、従業員のモチベーションを高める納得性の高い賃金制度としていくことが求められています。**



## 「配偶者手当」の見直しを実施・検討した企業の例

(18社の企業及び東商専門相談員からのヒアリング結果より)

### 制度見直しの背景

グローバル化への対応などから人事・処遇制度全体の見直しの中で検討された事例や、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援の観点から検討された事例などもありました。

### 労使交渉など

多くの場合1～2年程度の期間をかけて丁寧に労使で話合いや交渉が行われ、労使合意の上、決定されています。

### 見直しの内容

見直しの具体的な内容は、各企業の置かれている状況や方針、労使の話合いの結果などにより多様です。賃金原資総額が維持されるよう見直しが行われている事例や、経過措置を設けている事例が多数見受けられます。

(例：基本給への組み入れや、子ども・障害者を対象とした手当の創設)

## 「配偶者手当」の円滑な見直しに向けた留意点

「配偶者手当」を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、**労働契約法**、**判例**など<sup>※3</sup>に加え、企業事例などを踏まえ、以下に留意する必要があります。

### 「配偶者手当」 の見直しに 当たっての留意点

- ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使の丁寧な話合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明

※3 就業規則により「配偶者手当」を含めた賃金制度の変更を行う場合には、以下、労働契約法の規定等の関係法令や判例も踏まえた対応が必要となります。

- 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできません。(労働契約法第9条)
- 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合には、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによることとされています。(労働契約法第10条)

注：「配偶者手当」は、就業規則のほか、個別の労働契約や労働協約で定められている場合もあります。

「配偶者手当」の円滑な見直しのために、賃金制度設計に関する専門的な相談の窓口を利用することも可能です。取組内容や相談窓口のご紹介については、**最寄りの都道府県労働局**へご相談ください。

「配偶者手当の見直しを実施・検討した企業の例」や「『配偶者手当』の円滑な見直しに向けた留意点」などの詳細につきましては、「『配偶者手当』の在り方の検討に向けて～配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項～(実務資料編)」をご参照ください。

- 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

# 税制・社会保障制度の制度改革について

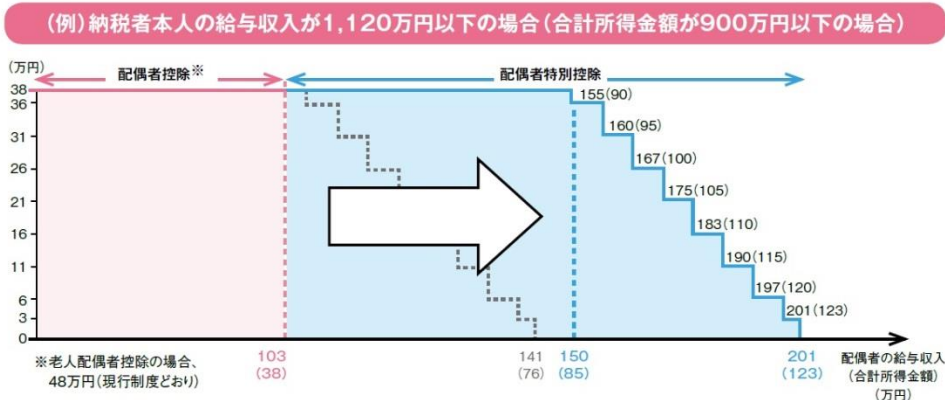
女性が働きやすい制度等への見直しに向けて、税制・社会保障制度等に関する以下のような見直しが行われています。

## 税制改正による配偶者控除等の見直し

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます。

※現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円

▶ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成30年1月施行）

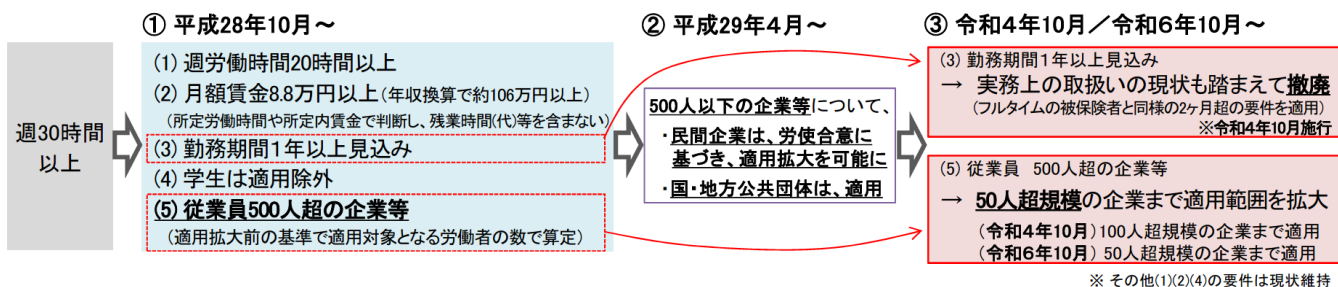


財務省「平成29年度税制改正」より

## 社会保障制度における被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大

厚生年金保険・健康保険の加入対象が、短時間労働者にも広がっています。

- ▶ ① 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年10月施行）
- ▶ ② 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成29年4月施行）
- ▶ ③ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和4年10月/令和6年10月施行）



## 参考

「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（抄）

（平成26年12月6日政労使会議とりまとめ）

（別紙）

### 7. 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍については、官民を挙げて推進する。政府は、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する制度となるよう税制や社会保障制度を見直す。配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使は、その在り方の検討を進める。

## ポリテクセンター愛媛 4月期生募集

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和3年度4月期生を募集中です。

○募集科名 「機械CAD／NC科」

「溶接ものづくり科」

「電気設備技術科」

「住宅・福祉リフォーム科」

○訓練期間 6ヵ月（令和3年4月6日～）

○募集期間 令和3年2月1日～3月1日

○受講対象者

雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方

○受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

### 【お問合せ先】

ポリテクセンター愛媛

住所 : 松山市西垣生町2184

TEL : 089-972-0329（訓練課）

URL : <https://www3.jeed.or.jp/ehime/poly/>